

生産行程管理者・実地検査（調査）マニュアル（有機農産物）

1 生産行程管理者の概要

区分	チェックポイント	チェック	確認方法
生産行程管理者の現況	①有機への取組に対する考え方		申請書 口頭
	②経営状況 ・非有機を含む耕種概要 ・販売状況（非有機との単価比較等）		
	③組織・構成		
	④前回の調査以降の変更点		

2 生産行程の管理又は把握の実施方法

区分	チェックポイント	チェック	確認方法
1 内部規程	① 必要な事項が網羅されているか。 ・種子、苗等又は種菌の入手に関する事項 ・肥培管理、栽培管理（きのこ類）、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項 ・生産に使用する機械及び器具に関する事項 ・収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に関する事項 ・生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる保存期間に関する事項 ※保存期間 ア 賞味期限が格付日から1年以上の商品：格付日から賞味期限までの期間 イ 消費期限、賞味期限が一年未満の商品：格付日から1年間 ウ 消費期限、賞味期限の設定がなく、出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間が1年以上の商品：出荷日から3年間 エ 消費期限、賞味期限の設定がなく、出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間が1年未満の商品：出荷日から1年間 ・苦情処理に関する事項 ・年間生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項 ・生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項		申請書 記録 口頭
	②適切な見直しを定期的に行っているか。 ・誰が、いつ見直しを行うか ・見直し記録の有無		
	③見直しについて、従業員に周知しているか。 ・誰がどのように周知しているか ・周知記録の有無		
	④規程に従い生産行程の管理又は把握を行っているか。		
2 生産行程管理記録及び当該記録の根拠書類	生産行程管理記録及び当該記録の根拠書類を保持しているか。 ・使用記録と根拠書類の確認		申請書 記録
3 生産行程管理責任者の職務	① 生産行程管理又は把握に関する計画の立案・推進を行っているか。		申請書 記録 口頭
	② 外部委託があるか。ある場合、当該外注に関する管理・把握に関する計画の立案・推進を行っているか。		
	③ 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導を行っているか。		

3 生産行程の管理又は把握を担当する者、格付を担当する者

区分	チェックポイント	チェック	確認方法
担当者の現況	<p>生産行程管理責任者（担当者）、格付責任者（担当者）の確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数 ・資格要件を満たしているか（略歴書確認） ・講習会受講の有無（略歴書・受講修了証等の確認） <p>★生産行程管理責任者、格付担当者は講習会を受講している必要がある。</p> <p>★他機関の講習会を受講している場合、講習内容が県の定める項目（※）を網羅しているか、講習資料等で確認すること。</p> <p>※鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会実施規程第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）有機JAS制度の基本的知識に関すること （2）生産管理及び格付に関すること （3）認証業務規程に基づく手続き等に関すること （4）その他必要な事項 		申請書 記録 口頭

4 ほ場等生産に係る施設及び生産行程の管理（1）

区分	チェックポイント	チェック	確認方法
1 ほ場、栽培場又は採取場	<p>①位置及び面積が、申請書類の記載内容と同様か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に栽培場や採取場で、明確な区分がされているか。 <p>②地形、水系、気候、周辺ほ場、周辺施設及び山林等の状況より外部から使用禁止資材の混入や飛来、流入のおそれがないか。又は必要な措置を講じているか。万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がないか、当該使用禁止資材が微量であるか。</p> <p>③ほ場等が要件を満たしているか。又は転換期間中か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の管理記録（借地の場合、一筆証明確認） <p>★転換期間中は場とは、「収穫の1年以上前に有機に転換しており、ほ場履歴の基準以外の全ての基準を満たしたほ場」である。</p>		申請書 図面 記録 現地 口頭
2 ほ場等周辺状況			
(1)緩衝地帯	<p>隣接ほ場との間にどのように設けられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔等による一定間隔、緩衝用農産物の栽培、防風ネットの設置等により明確に区分されているか。 ・へり防除の有無、防除範囲 ・農薬等を散布する境界から、緩衝地帯をどれだけ設けているのか。 <p>★緩衝地帯の設置に係る留意事項 緩衝地帯には何も作付しないことが適当であるが、雑草対策等を目的に当該部分に本圃と同作物を作付する場合は、収穫時期が異なる品種の作付、本圃との間隔を空ける等により、極力第三者に誤解を与えないような工夫が必要。</p>		申請書 図面 現地 口頭
(2)用水	<p>①用水の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川からの直接取水、井戸水、沼地からの直接取水等の別 <p>②使用禁止資材が混入しない措置がとられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用排水分離されているか。 ・水田において、浄化水田に一時的に貯留するなどの措置がとられているか。 ・万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がないか、当該使用禁止資材が微量であるか。 <p>★浄化水田の設置に係る留意事項 浄化水田に水稻を作付する場合は、収穫時期が異なる品種の作付、本田との間隔を空ける等により、極力第三者に誤解を与えないような工夫が必要。</p>		申請書 図面 現地 口頭
3 ほ場等における生産行程管理			
(1)肥培管理	<p>①当該ほ場の残さに由来する堆肥が施用されているか。</p> <p>②当該ほ場や周辺に生息・生育する生物の機能を活用した方法によっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用資材及び資材内容 (牛糞堆肥等も化学処理を行っていない一筆証明を) 		申請書 記録 現地 口頭

	<p>★緑肥用の種子も、農産物の種子と同様に非有機種子の場合は使用のやむを得ない理由や種子消毒等の確認が必要。</p> <p>③外部導入資材及びほ場や周辺以外からの導入生物があるか。 →ある場合の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用資材とその内容（ラベル、説明書、パンフ等） ・使用のやむを得ない理由 ・資材は規格別表1に適合しているか（資材証明書） ・生物は組換えDNA技術が利用されていないか ・購入先（購入伝票） <p>★前年と同じ資材を使用される場合も、原材料と製造工程に変更がないかどうか、毎年購入時に確認が必要（証明書の更新による確認が望ましい。聞き取りの場合は、日付や確認内容、相手方の名前等を記録するよう促す）。</p> <p>★資材証明書の日付が古い場合は、最低でも3年ごとを目安に取り直すよう促す。</p> <p>★新規申請者の場合、又は既認証者で新たな資材を追加された場合若しくは資材証明書を取り直された場合、証明書に以下の5点が記載されているか確認すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）原材料 （2）製造工程 （3）証明書の日付 （4）証明者の名前 （5）有機農産物JAS規格の基準を満たすことの証明文 		
(2)栽培管理	きのこ類の生産に用いる資材は規格に適合しているか。		申請書 記録 現地 口頭
(3)有害動植物の防除	<p>①耕種的防除、物理的防除及び生物的防除又はこれらを組み合わせた方法により実施されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック利用の場合、適切に処分しているか。 <p>②使用農薬があるか。 →ある場合の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用資材とその内容（ラベル、説明書、パンフ等） ・使用のやむを得ない理由 ・規格別表2に適合しているか（資材証明書） ・購入先（購入伝票） 		申請書 記録 現地 口頭
(4)一般管理	<p>土壌又は植物に使用禁止資材が施されていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場周辺に使用禁止資材の容器等がないか。 ・使用禁止資材使用の痕跡（雑草の不自然な枯れ方、葉面の痕跡） ・特定の雑草、昆虫、水棲生物の繁殖 ・病害虫の被害状況 ・万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がないか、当該使用禁止資材が微量であるか。 		申請書 記録 現地 口頭
4 育苗管理			
(1)育苗場所	<p>①位置及び面積が、申請書類の記載内容と同様か。</p> <p>②地形、水系、気候、周辺ほ場、周辺施設及び山林等の状況より外部から使用禁止資材の混入や飛来、流入のおそれがないか。又は必要な措置を講じているか。万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がないか、当該使用禁止資材が微量であるか。</p>		申請書 記録 現地 口頭
(2)育苗管理	<p>①育苗用土は以下に掲げるものを使用しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機ほ場又は採取場の土壌 ・過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌 ・規格別表1の肥料及び土壌改良資材 <p>②用水の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川からの直接取水、井戸水、沼地からの直接取水等の別 <p>③用水に使用禁止資材が混入しない措置がとられているか。万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がな</p>		申請書 記録 現地 口頭

	<p>いか、当該使用禁止資材が微量であるか。</p> <p>④育苗中に農薬及び有害動植物防除資材を使用するか。 →使用する場合の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用資材とその内容（ラベル、説明書、パンフ等） ・使用のやむを得ない理由 ・規格別表2に適合しているか（資材証明書） ・購入先（購入伝票） 		
5 堆肥場	<p>①位置及び面積が、申請書類の記載内容と同様か。</p> <p>②地形、水系、気候、周辺ほ場、周辺施設及び山林等の状況より外部から使用禁止資材の混入や飛来、流入のおそれがないか。又は必要な措置を講じているか。万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がないか、当該使用禁止資材が微量であるか。</p>		申請書 記録 現地 口頭
6 生産に使用する資材置き場	①置き場は、申請書類の記載内容と同様か。		申請書 記録 現地 口頭
	②施設外部から使用禁止資材の混入や飛来、流入のおそれがないか。又は必要な措置を講じているか。		
	③施設内に使用禁止資材があるか。その場合、汚染防止措置がとられているか。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での保管・整理方法 ・万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がないか、当該使用禁止資材が微量であるか。 		
	④施設内は適切に清掃されているか。		
	⑤有害動植物防除を行う場合、使用資材は規格に適合しているか。 ※資材については3(1)肥培管理、4(2)育苗管理の項参照		
7 生産に使用する機械・器具			
(1)機械・器具置き場	①置き場は、申請書類の記載内容と同様か。		申請書 記録 現地 口頭
	②施設外部から使用禁止資材の混入や飛来、流入のおそれがないか。又は必要な措置を講じているか。万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がないか、当該使用禁止資材が微量であるか。		
	③施設内に使用禁止資材があるか。その場合、汚染防止措置がとられているか。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での保管・整理方法 ・万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がないか、当該使用禁止資材が微量であるか。 		
	④施設内は適切に清掃されているか。		
(2)機械・器具	①保管場所は、申請書類の記載内容と同様か。		申請書 記録 現地 口頭
	②使用禁止資材による汚染防止措置がとられているか。また、非有機と共用か。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染防止（オイル漏れ含む）のための点検・整備、部品交換（いつ、どこで、誰が、記録の有無） ・清掃等（使用前・後、どこで、誰が、どのように、記録の有無） ・万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がないか、当該使用禁止資材が微量であるか。 		
	③有害動植物防除を行う場合、使用資材は規格に適合しているか。		
8 種子(種菌)保管場所	①施設内外からの使用禁止資材による汚染防止措置がとられているか。万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がないか、当該使用禁止資材が微量であるか。		申請書 現地 口頭
	②有害動植物防除を行う場合、使用資材は規格に適合しているか。		
9 種苗	<p>種苗の由来（有機か非有機か）</p> <p>→非有機の場合の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機由来のものが入手困難な理由 ・使用禁止資材の使用状況（種子で入手した場合、採種後に種子消毒等されているか。苗で入手した場合、育苗段階で使用禁止資材を使用されているか） <p>→使用禁止資材を使用した種苗の場合の確認事項</p>		申請書 記録 現地 口頭

	<ul style="list-style-type: none"> ・不使用のものが入手困難な理由 ・種子繁殖のものは種子、栄養繁殖のものは最も若齢な苗で、ほ場において持続的効果を示す肥料・農薬が使用されていないか（通常の種子消毒は非該当） →共通の確認事項 ・組換えDNA技術は用いられていないか（証明書あるいは不使用明記してあるもの） ・購入先（購入伝票、納品書等） ・採取地（自家採取の場合は採取方法） ・その他内容（ラベル、説明書、パンフレット等） ★緑肥、カバークロップ、コンパニオンプランツ等用の種子についても同様の確認が必要。 ★種苗については、品種ベースで判断する。 ★ナス科及びウリ科の果菜類は、種子からの栽培が困難な場合、苗を導入できる。 ★万が一、使用禁止資材が混入した場合、生産行程管理者の瑕疵がないか、当該使用禁止資材が微量であるか。 		
--	--	--	--

5 保管に係る施設及び生産行程の管理（2）

区分	チェックポイント	チェック	確認方法
収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理			
(1)収穫以後の工程に係る施設	<ul style="list-style-type: none"> ①関連施設の配置、規模が申請書類の記載内容と同様か。 ②地形、水系、気候、周辺施設、周辺ほ場及び山林等の状況より、外部から使用禁止資材の混入、飛来又は流入のおそれがないか。 ③施設内に使用禁止資材があるか。その場合、汚染防止措置がとられているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内での保管・整理方法 ④各作業施設は適切な管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造を有するか。 ⑤施設内は適切に清掃されているか。 		<ul style="list-style-type: none"> 申請書 図面 記録 現地 口頭
(2)各工程に係る管理	<ul style="list-style-type: none"> ①有害動植物防除又は品質保持改善を行う場合、使用資材は規格別表2、4又は別表5に適合しているか。 <ul style="list-style-type: none"> →使用の場合の確認事項 ・使用のやむを得ない理由 ・使用資材とその内容（ラベル、説明書、パンフ等） ・購入先（伝票） ②有機農産物以外の農産物との混入防止が図られているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・輸送・貯蔵時の収穫物の区分 ・ラベルや専用箱の活用による混入防止策 ・コンベアや選別ラインにおける混入防止策 ・収穫作業等時間帯による区分 ・緩衝地帯の収穫物の取り扱い ・調整工程での混合防止策 ・洗浄方法 ★米の乾燥調製等の機械が共用の場合の留意事項 有機米の作業前に、できる限り機械等の清掃を行った上で、清掃後の機械内に残留する有機米以外の米の混入防止を考慮し、少なくとも精米については、最初の一定量の米を有機米以外の米として取り扱うことが必要。 ③農産物は、使用禁止資材による汚染防止措置がとられているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・使用機械・器具に由来する汚染の防止策 ・使用資材があればその内容、置き場、使用時期、使用理由等の確認 ④放射線照射が行われていないか。 ⑤出荷時、有機農産物の荷口とそれ以外の荷口の混合防止策がとられているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所による区分 ・ラベルや出荷資材による区分 		<ul style="list-style-type: none"> 申請書 記録 現地 口頭

	・時間帯による区分		
	⑥出荷資材は使用禁止資材による汚染防止措置がとられているか。		

6 格付、名称の表示及びその他の事項

区分	チェックポイント	チェック	確認方法
1 格付規程	①必要な事項が網羅されているか。 ・生産行程についての検査に関する事項 ・格付の表示に関する事項 ・格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項 ・出荷後に有機農産物又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかになった荷口への対応に関する事項 ・格付に係る記録の作成及び保存に関する事項 ・格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 ②格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められるか。		申請書 記録
2 生産行程についての検査	「有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法」第2条に基づき格付に係る有機農産物の生産行程の検査を行っているか。 ・格付検査の理解度の確認		申請書 記録 口頭
3 格付の表示（有機JASマーク）及び名称の表示	格付の表示が「飲食料品及び油脂についての格付の表示の様式及び表示の方法」に定める方法で行われており、かつ名称の表示が規格に定める方法で適切に行われているか。 ・マークの在庫管理状況（受払簿を含む）の確認		申請書 記録 現地 口頭
4 格付後の荷口の出荷又は処分	格付後の荷口の出荷又は処分が適切に行われているか。 ・格付後の荷口が出荷されるまでの間の使用禁止資材による汚染の有無 ・汚染又はその他の原因で処分した場合は、その原因、当該品目（種類）、数量、格付表示の抹消等の状況 ・出荷又は処分の記録及び報告		申請書 記録 現地 口頭
5 記録の作成及び保存	格付に係る記録及び保管が適切に行われているか。 ・格付記録（根拠書類を含む）の確認		申請書 記録 口頭
6 苦情処理	苦情処理が適切に行われているか。		申請書 記録 口頭

サンプリング調査について

グループ認証を取得している事業者の年次調査にあつては、事業者の同意のもと、事務局と検査員の協議の上サンプリングによる抽出ほ場等を対象にした実地検査を認めるものとする。

1 サンプリング調査を実施するための条件

(1) 次のとおりグループの生産行程及び格付の管理・把握を行っていること。

- ①生産行程管理責任者または登録認証機関が指定する講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理・把握に関する過程を修了した者が、全てのほ場に対し、定期的(年1回以上)に使用禁止資材の飛来・流入対策、農産物や肥料等の保管施設における区分管理の状況及び当該ほ場で収穫された農産物の出荷の管理等がグループで認証を受ける際に必要な「内部規程」及び「格付規程」に基づき行われているかどうか、ほ場等を直接管理している者それぞれが作成している書類・記録等も用いながら確認の上、これらの結果について記録を付け、生産行程管理者が当該結果を把握している。
- ②上記①の確認は、確認対象のほ場等を直接管理するものとは別の者がほ場等を訪問し、適切に管理を行っているかを確認する。
- ③上記①について不適合が認められた場合、原因究明、即時措置(当該不適合者の認証対象からの除外など)、再発防止策を適切に行い、当該事項について記録を付けている。

(2) 上記(1)の生産行程及び格付の管理・把握の実施方法について、規程類に具体的に定めている。

2 グループ調査に係る年次調査の実施方法

(1) 年次調査において、認証事業者の規程類に定められたとおり1(1)の生産行程及び格付の管理・把握が適切に実施されているかどうか以下のとおり確認する。

【確認方法】

- ・1(1)①～③の記録を確認するとともに、生産行程管理責任者等に1(1)①～③の実施状況について聞き取りを行う。
- ・ほ場等に対する実地検査の際、次のとおり1(1)①～③の実施状況について確認を行う。
 - －生産行程管理責任者等による1(1)①～③の実施状況について、ほ場等を直接管理している者から聞き取りを行う。
 - －生産行程管理責任者等による1(1)①～③の確認結果が、登録認証機関による生産行程の管理状況の確認結果と結果と矛盾していないか確認する。

(2) 実地検査の対象とするほ場の抽出について

実地検査を行う対象として抽出するほ場は、事務局と検査員で協議の上リスク(※)に応じて決定し、少なくとも10又は総ほ場数の平方根(小数点第一位を四捨五入)の多いほうの数以上とし、抽出したほ場及び当該ほ場に関連する施設の実地検査を行う。

(3) 年次調査の結果、グループとしての生産行程の管理・把握が適切でなかった場合、適切に是正要求等の措置を行い、サンプリング調査を直ちに中止し全数調査に切り替えるものとする。

3 報告書作成時の留意点

報告書の作成にあたっては、サンプリング調査を行ったことを明記の上、事業者が内部監査を行ったことが分かる書類を添付する。